議　　題

福祉保健関係部課長会議

議題１　在宅高齢者訪問理美容サービス事業について（名古屋市提出）

【要旨】名古屋市では、外出による理美容サービスを利用することが困難な在宅高齢者に対して、令和２年10月より訪問理美容サービス事業を行っているところです。

本事業は各市が独自の基準で行っているところでありますが、本市の事業受託者から、愛知県内の各市で事業内容が異なることについて課題ではないかとの意見もいただいており、今後の事業の参考とさせていただきたいため、各市の事業の概要についてご教示ください。併せて、本市の制度開始がコロナ禍ということもあり、令和２年度・３年度共に利用者数が見込みを下回る状況となっているところであり、各市が広報にあたって工夫されている点についてご教示ください。

また、制度開始後に、理美容師の方より、サービス提供のため自宅を訪問する際に駐車スペースがなく困った、との声があり、他の市町村のご意見をいただきながら愛知県警察と調整を重ね、令和４年１月より一定要件のもと、愛知県内統一的に、道路上への駐車許可を警察署へ申請できることとなりました。

理美容店から警察署への申請は毎回の訪問毎に必要であり、自治体の発行する「登録理美容店であることの証明書」の添付が必要となっているところです。名古屋市では、証明書の発行には市への申請手続きが必要であり、郵送でやりとりを行う場合、理美容店の手元に届くまで一週間程度時間がかかる場合があり、手続きの簡略化が課題となっているところです。そこで、警察署に対する道路上への駐車許可申請の現状と課題につきまして、併せてご教示ください。

１　事業の実施及び広報について

（１）在宅高齢者を対象とした訪問理美容サービス事業を行っていますか

①　実施している　　→（２）（３）もご回答ください。

②　実施していない　→質問は以上です。

（２）事業の実施内容をご教示ください。

・事業対象者

・令和３年度予算における対象者数及びそれに対する実績

・利用者負担額

・１回当たりの市負担額

（３）広報にあたって工夫されている点がありましたらご教示ください。

２　警察署に対する道路上への駐車許可申請について

※１（１）で①と回答した市のみ、ご回答ください。

（１）令和４年１月から６月末までの証明書の発行件数をご教示ください。

（２）手続き方法について課題等がありましたら、ご教示ください。

３　在宅高齢者訪問理美容サービス事業全体の課題や工夫されている点がありましたらご教示ください。

議題２　日常生活用具給付等事業の見直しについて（半田市提出）

【要旨】本市の障がい者等の日常生活用具給付等事業について、既に給付を受けている用具の再給付を受けようとする場合、天災及び盗難により修理不能または用具の使用が困難になった場合を除き、前回の給付日から当該用具の「耐用年数」を経過していなければ申請できないと規定しています。

現在、障がい者団体から耐用年数内に修理不能となった場合、天災等に限らず再給付をするよう要望があり、制度の見直しを検討しているところです。そこで、今後検討をする上で参考とするため、別添の点についてご教示ください。

※別添資料参照

議題３　「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」推進に係る事業者への相談・報告体制について（碧南市提出）

【要旨】高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、令和６年度までに高齢者の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施するよう求められているところであるが、碧南市においては令和６年度から実施するよう、準備を始めている。その中で検討課題となっているのが、本市では保健事業関係者と介護事業関係者が一堂に会する場がないため、それぞれの関係者に対して個別に事業の進め方を相談・報告するのか、それとも両関係者が一堂に会する会議体を新たに設けるのかが検討課題となっている。

各市が事業関係者への相談・報告をどのように行っているのか、もしくは行う予定でいるのか、ご教示願います。

議題４　帯状疱疹ワクチンの接種について（西尾市提出）

【要旨】帯状疱疹は 50 歳以上の中高年に発症しやすい疾患であり、罹患すると激痛を伴うこともある。また、人によっては後遺症を残すことがあるため、心身の苦痛をともない日常生活に支障をきたすこともある。

帯状疱疹ワクチンは、接種による発症予防効果が 90%以上と高いため、任意接種であるが、接種費用の一部を助成する愛知県下の自治体もあることから、今後の助成に対する考え方をご教示いただきたい。

議題５　重層的支援体制整備事業での関係機関連携について（犬山市提出）

【要旨】平成 29 年（ 2017 年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に 地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。

この法改正に基づき新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設され、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えることが目的とされています。

現在当市では令和５年度重層的支援体制整備事業実施に向けて支援体制構築の準備を進めていますが連携体制をどのようにしていくかで悩んでいます。

各市の取り組み状況や今後の予定をご教授ください。

（１）連携に伴うプランはどのように立案していますか？

（２）連携の会議はどのような形をとっていますか？（定期会議・都度会議等）

（３）連携後の各機関の支援状況の確認はどのような形で行っていますか？